

排水設備工事指定業者指定・  
排水設備工事責任技術者登録等  
の申請に係る手引書

令和元年 6 月  
貝塚市上下水道部上下水道総務課  
下水道担当

## 目 次

1	排水設備工事指定業者	
(1)	申請から指定（更新）までの流れ	P. 3
(2)	申請の受付	P. 4
(3)	指定（更新）の基準	P. 4
(4)	指定（更新）申請の方法及び添付書類	P. 5
(5)	商号等の変更	P. 6
(6)	指定の廃止等	P. 7
2	排水設備工事責任技術者	
(1)	申請から登録までの流れ	P. 7
(2)	申請の受付	P. 7
(3)	登録（更新）申請の方法及び添付書類	P. 8
(4)	登録内容の変更	P. 8
(5)	登録の取消等	P. 8
3	申請書の提出先	
(1)	提出先	P. 8
(2)	申請書及び記入例の配布	P. 8

### 【参考】

貝塚市下水道条例（昭和63年貝塚市条例第29号。以下「条例」という。）

貝塚市排水設備工事指定業者等に関する規程（平成31年貝塚市上下水道事業管理規程第3号。以下「規程」という。）

## 1 排水設備工事指定業者

### 貝塚市排水設備工事指定業者等に関する規程（抜粋）

#### （指定業者の義務）

第8条 指定業者は、条例及び貝塚市下水道条例施行規程（平成31年貝塚市上下水道事業管理規程第2号。以下「施行規程」という。）及びこの規程を遵守するほか、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 排水設備工事は、全て責任技術者がこれを監督しなければならない。
- (2) 排水設備工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒否してはならない。
- (3) 排水設備工事は、誠実かつ迅速に実施し、不当な料金を請求してはならない。
- (4) 排水設備工事の完成後においても、その原因が排水設備工事实施上の欠陥又は使用材料の不良による故障は、無償で修理しなければならない。
- (5) 指定業者としての名義を他に貸してはならない。
- (6) 指定業者証は、店舗の見やすいところに掲示しなければならない。
- (7) 災害その他緊急時における復旧作業等に関して、管理者の要請を受けた場合は、これに協力するよう努めなければならない。
- (8) その他管理者が指示する事項を遵守しなければならない。

#### (1) 申請から指定（更新）までの流れ

##### 1. 指定（更新）申請受付

⇒形式審査を行い、添付書類等に不備がなければ受付します。（規程第4条又は第7条）

##### 2. 営業所調査

⇒新規指定の際に営業所に伺い、事務室、資材置場、工事機械等を調査させていただきます。ただし、他市町村での指定業者証の提出がある場合は、この限りでない。

##### 3. 指定（業者更新）申請書の審査及び指定（更新）の決定

⇒営業所調査をふまえ、申請書の内容審査を行います。（規程第5条第1項又は第7条）

##### 4. 指定に係る説明及び指定業者証の交付

⇒・指定（更新）の決定を受けた者は、後日市役所にて、指定業者の義務、遵守事項、排水設備等計画確認申請書の記入方法等について説明します。

・指定業者証については、指定（更新）の決定を受けた者のうち新規又は更新にかかわらず1件につき指定手数料 10,000 円の納入をしていただいた後、交付します。

（条例第9条第1号）

##### 5. 公示

⇒規程第5条第4項の規定に基づき公示します。

## (2) 申請の受付

申請は、随時受け付けていますが、指定業者として指定する日は原則として申請書受付日の翌月1日となります（年末年始を除く。）。ただし、申請書の受付がその月の15日以降の場合は、指定開始日は、翌々月1日となる場合があります。

また、指定の有効期間（5年）満了後も引き続き指定（更新）を受けようとするときは、本市の指定する日までに必ず申請してください。

## (3) 指定（更新）の基準（条例第8条及び規程第3条）

指定業者の指定には、次の要件を満たしていることが必要です。

ア 大阪府内に営業所があること。

イ 専属の責任技術者を有すること。

ウ 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有し、かつ、従業者1人以上を常置していること。

エ 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者（法人の場合は、その代表者）

(イ) 禁錮以上の刑に処された者（法人の場合は、その代表者。禁錮以上の刑に処された者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）

(ウ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

オ 市民税の滞納がないこと。

(注意)

1. 指定業者は、大阪府内に営業所が存在し、所内において指定業者証が見やすいところに掲示されてなければなりません。また、指定業者として名義を他に貸してはなりません。
2. 専属の責任技術者とは、本市指定業者における登録が複数できないことをいいます。
3. 大阪府下水道協会で交付している有効期限内の合格証（試験）又は修了証（更新講習）を有している人が有登録資格者です。
4. 規程に基づき指定業者は、自ら工事に必要な設備及び器材を整え、工事施工を行い、その指定業者専属の責任技術者が、これらのすべての工事を監督しなければなりません。

(4) 指定（更新）申請の方法及び添付書類

排水設備工事指定申請書（様式第1号）又は排水設備工事指定業者更新申請書（様式第4号）に次の書類を添付して申請してください。

添付書類	注意事項	新規	更新
登記事項証明書1部 （法人の場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書</li> <li>・交付されてから3月以内のもの</li> <li>・法務局にて取得</li> </ul>	○	○
住民票の写し1部 （個人の場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付されてから3月以内のもの</li> </ul>	○	○
定款の写し1部 （法人の場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原本と相違ないことを証明したもの （会社の定款の写し）</li> </ul>	○	/
責任技術者及び従業者の名簿 各1部 ※別表1、2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の名簿の記入は、代表者以外のすべての者を記入すること。ただし、個人業者で代表者のみの場合は、この限りでない。</li> </ul>	○	○
営業所の位置図及び平面図 各1部		○	/
所有車両及び器材の調書 1部 ※別表3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンタル等の器材は、備考にその旨を記載すること。</li> </ul>	○	/
申請直前期における 市民税の納税証明書1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付されてから3月以内のもの</li> <li>・会社所在地の市町村税業務窓口等にて取得</li> <li>・法人化により証明書の発行が不可の場合は不要</li> <li>・非課税の場合は非課税証明書を取得。</li> </ul>	○	○
専属する責任技術者証の 写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者が交付した有効期間内の責任技術者証 ただし、新規の場合は、この限りでない。</li> </ul>	○	/
誓約書1部（様式第2号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合は、その代表者の署名押印があること。</li> </ul>	○	/
貝塚市排水設備工事指定 業者証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の有効期間が記載されたもの</li> </ul>	/	○
他市の排水設備工事指定 業者証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貝塚市以外で指定を受けている場合その指定業者 証の写し</li> </ul>	○	/

※別表1、2及び3は、様式の指定はありませんが書式を参考にして作成してください。

(5) 商号等の変更（手数料不要）

排水設備工事指定（業者更新）申請書に記した商号、代表者、営業所の所在地等に変更があった場合は、30日以内に排水設備工事指定変更申請書（別表4）に変更事項を証明する書類を添付して提出してください。

なお、申請書を受理した場合は、書類審査を行い2週間以内に指定業者証を再発行し、申請窓口において交付します。

変更事項		変更事項を証明する書類
商号又は名称	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書（様式第2号）</li> <li>・履歴事項全部証明書</li> <li>・会社の定款の写し（原本と相違ないことを証明したもの）</li> </ul>
	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書（様式第2号）</li> </ul>
代表者の異動	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書（様式第2号）</li> <li>・履歴事項全部証明書</li> <li>・会社の定款の写し（定款中に代表者名の記載がある場合に限る。）</li> </ul>
	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書（様式第2号）</li> <li>・代表者の住民票の写し</li> </ul>
営業所の所在地	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所の位置図及び平面図</li> <li>・営業所を移転した事実を証する次の書類</li> <li>ア 履歴事項全部証明書</li> <li>イ 会社の定款の写し（原本と相違ないことを証明したもの）</li> </ul>
	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所の位置図及び平面図</li> </ul>
代表者の氏名又は住所	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書（様式第2号）</li> <li>・履歴事項全部証明書</li> <li>・会社の定款の写し（定款中に代表者名の記載がある場合に限る。）</li> </ul>
	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書（様式第2号）</li> <li>・代表者の住民票の写し</li> </ul>
責任技術者の異動	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水設備工事責任技術者名簿（別表1）</li> <li>・排水設備工事責任技術者異動届（別表6）</li> </ul>
	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水設備工事責任技術者名簿（別表1）</li> <li>・排水設備工事責任技術者異動届（別表6）</li> </ul>
電話番号等		

## (6) 指定の廃止等

貝塚市排水設備工事指定業者としての営業を廃止した場合等は、30日以内に排水設備工事営業廃止届（別表7）を提出してください。

なお、排水設備工事指定業者の営業の廃止を届け出る場合は、貝塚市排水設備工事指定業者証を返納してください。

## 2 排水設備工事責任技術者

貝塚市排水設備工事指定業者等に関する規程（抜粋）

（責任技術者の登録要件及び登録申請）

第10条 責任技術者として貝塚市に登録できる者は、大阪府下水道協会が実施する排水設備工事責任技術者認定試験（以下「認定試験」という。）の合格者又は排水設備工事責任技術者更新講習（以下「更新講習」という。）の修了者とする。

2 前項に定める者で、貝塚市に登録を受けようとする者は、排水設備工事責任技術者登録申請書（様式第5号）に認定試験の合格証の写し又は更新講習の修了証の写しを添えて、管理者に提出しなければならない。

### (1) 申請から登録（更新）までの流れ

#### 1. 登録（更新）申請受付

⇒形式審査を行い、添付書類等の不備がなければ受付します。

#### 2. 営業所調査

（指定業者指定に伴い申請した場合）

#### 3. 登録申請書の審査及び登録の決定

⇒申請書の内容審査を行います。（規程第11条）

#### 4. 排水設備工事責任技術者証の交付

⇒登録の決定を受けた者は、後日市役所にて、登録手数料1件につき2,000円の納入をしていただいた後、責任技術者証を交付します。（条例第9条第2号及び規程第11条）

### (2) 申請の受付

申請は、随時受け付けています。登録の有効期限は、登録を受けた日から被登録資格の有効期限の末日までです。

なお、登録を更新する場合は、本市の指定する日までに必ず申請してください。

### (3) 登録（更新）申請の方法及び添付書類

排水設備工事責任技術者登録申請書（様式第5号）に次の書類を添付し、申請してください。

添付書類	注意事項	新規	更新
排水設備工事責任技術者の証明書の写し	・大阪府下水道協会が交付した有効期限内の合格証（試験）又は修了証（更新講習）	○	○
住民票の写し1部	・交付されてから3月以内のもの	○	○
写真1枚 (裏面に氏名を記入)	・登録者本人の証明用写真で直近3月以内のもの ・大きさは縦3cm×横2cm程度のもの	○	○

### (4) 登録内容の変更（手数料不要）

責任技術者の採用、退職等により雇用関係を有する指定業者に変更があった場合は、排水設備工事指定変更申請書（別表4）に排水設備責任技術者異動届（別表6）及び排水設備工事責任技術者名簿（別表1）を添付して提出してください。

また、責任技術者に係る氏名又は住所の変更があった場合は、遅滞なく排水設備工事責任技術者登録変更申請書（別表5）に変更事項を証明する書類を添付して提出してください。

### (5) 登録の取消等

被登録資格を失ったとき等は、排水設備責任技術者証を返納してください。なお、責任技術者の取消等により貝塚市排水設備指定業者としての営業を廃止することとなる場合は、排水設備工事営業廃止届（別表7）を提出してください。

## 3 申請書の提出先等

- (1) 提出先 貝塚市上下水道部上下水道総務課下水道担当（貝塚市役所本庁別館4階）
- (2) 申請書及び記入例の配布 上下水道総務課下水道担当の窓口で随時配布しています。  
また、本市のホームページからダウンロードすることができます。

<問い合わせ先> 貝塚市上下水道部上下水道総務課 下水道担当  
〒597-8585 貝塚市島中一丁目17番1号  
電話：072-433-7180 ファックス：072-433-7183